

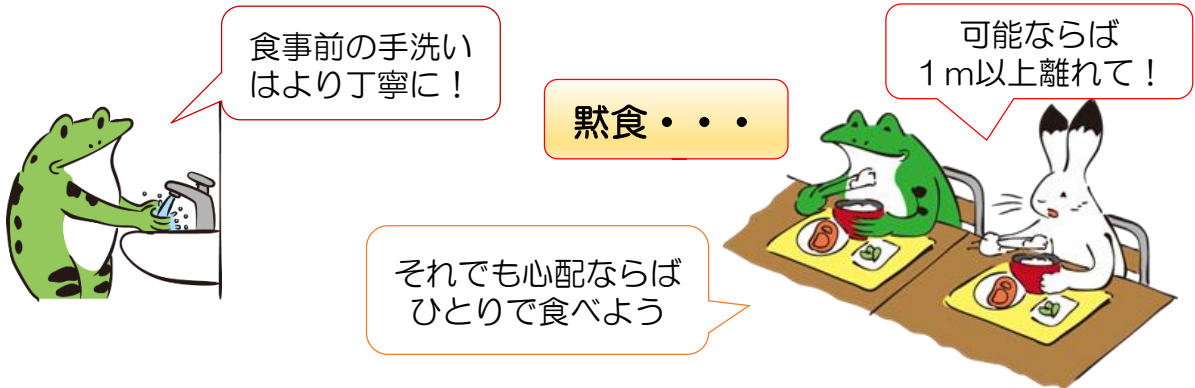



地域包括支援センターだより



新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き3密回避、マスク着用のほか特に食事をするときには次のことを実践しましょう。

静かに食べよう！ 皆のために





 今月は、**要介護認定の有無に関わらず利用できる高齢者福祉サービス**についてお伝えします。たとえば、つぎのようなお困りごとがある場合は・・・



体調が悪くて、
 ご飯を作れそう
 がないわ・・・
 裏面①参照



最近物忘れが
 ひどいような気
 がする、認知症
 かしら・・・
 裏面③④参照



ひとり暮らし
 だと、緊急な
 ことがあった
 時心配・・・
 裏面②参照



家族が認知症と言
 われたけど、助言や
 サポートを受けられ
 ないかしら・・・
 裏面③④参照



草取りやちょっ
 とした片付けも
 一人でできなくな
 ったな・・・
 裏面⑤参照



お金の管理や契約に
 自信がなくなってき
 ちゃった・・・
 裏面⑥参照

① 訪問給食サービス

おおむね65歳以上の高齢者や障害者のみの世帯の方等を対象として、事業者が自宅へお弁当をお届けします。

- 利用回数 週2回
週6回（四賀地区・安曇地区・梓川地区）
- 配食時間 昼食
- 利用料金 1食400円



② 緊急通報装置の設置

65歳以上のひとり暮らしの方を対象として、安否確認用センサー、急病など 緊急事態発生時に通報装置やペンダントを押すだけで受診センターに通報できる緊急通報機を設置します。

- 利用料 月額600円（低所得者は免除）



③ 認知症思いやり相談

認知症かも、とお悩みのご本人、ご家族に対し、医師（認知症サポート医等）による相談会を年6回（隔月）開催しています。

④ 認知症思いやりサポートチーム（認知症初期集中支援チーム）

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療・介護の専門職が認知症の人やそのご家族に関わり介護サービスの導入や、医療機関への受診勧奨など、おおむね6ヶ月を目途に集中的な支援を行います。

⑤ 軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片付けなどの軽易な作業を行います。

- 利用回数 月1回、1時間
- 利用料 無料



⑥ 成年後見制度

認知症や精神障害、知的障害などにより判断能力が十分でない方の不動産や預貯金などの財産管理や、日常生活での様々な契約などを家庭裁判所が選任した成年後見人が支援する制度です。

引用：松本市「高齢者福祉と介護保険のしおり」

この他にも様々な制度、サービスがありますので、詳しくは「高齢者福祉と介護保険のしおり」をご覧ください。お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにお問合せください。

成年後見制度相談会のお知らせ



- 司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します
- 日 時：4月27日（火）午後1時30分～4時（要予約）
 - 会 場：市役所本庁舎北別棟1階 相談室
 - 予約・お問い合わせ先：高齢福祉課 介護予防担当（電話34-3237）

問合せ先 松本市高齢福祉課 介護予防担当
電話34-3237 Fax.34-3026

または、お近くの地域包括支援センターへお気軽にどうぞ